

2015 年度共通到達度確認試験試行試験・解説編（憲法）

問題 1

【正解】 1

【解説】 既修者試験 2013 年度第 14 問。基礎的。天皇の地位に関する問題。天皇の地位を根拠づける 1 条において国民主権原理が明示されていることの意味は、明治憲法における天皇の地位との対比で、一般に本問のように解されている。

問題 2

【正解】 2

【解説】 基礎的。特別の法律関係における人権に関する問題。未決拘禁者新聞閲覧制限事件（最大判昭和 58・6・22 民集 37 卷 5 号 793 頁）は、いわゆる部分社会論を根拠として、未決拘禁者の新聞閲覧制限の司法審査対象性を否定しているわけではない。

問題 3

【正解】 2

【解説】 基礎的。幸福追求権に関する学説の理解を問う問題。人格的利益説においては、幸福追求権の範囲は客観的に定められる。このことは通常学習することだと思われるが、本問ではやや角度を変えて問うている。

問題 4

【正解】 2

【解説】 既修者試験 2013 年度第 3 問。基礎的。法の下での平等の意義に関する問題。判例は、早くから、平等原則が、法の内容についての平等を要求することを前提に判断してきた（最判昭和 25・1・24 刑集 4 卷 1 号 54 頁）。

問題 5

【正解】 2

【解説】 基礎的。思想良心の自由の制約について問う問題。判例は、職務命令は個人の歴史観ないし世界観それ自体を否定するものとはいえないなどとして、思想・良心の自由に対する直接的な制約を否定している。ただしその間接的制約は認めた（最判平成 23・5・30 民集 65 卷 4 号 1780 頁など）。

問題 6

【正解】 2

【解説】 やや発展的。政教分離に関する判例の理解を問う問題。判例は、鹿児島大嘗祭違憲訴訟（最判平成 14・7・11 民集 56 卷 6 号 1204 頁）において、県知事の大嘗祭への参列は憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではないとしているため、誤り。

問題 7

【正解】 2

【解説】 基礎的。結社の自由の保障内容について問う問題。結社の自由は消極的結社の自由を含むが、他方、弁護士等の特殊な職業について強制設立・強制加入制を採用することは憲法上許される。

問題 8

【正解】 2

【解説】 既修者試験 2014 年度第 8 問。やや発展的。営利的表現の自由に関する諸学説についての論理的な思考力を確認する問題。消費者の「知る権利」は、国民の「知る権利」に比べて、自己統治との関わりが希薄であると解する余地がある。それゆえ、後者に奉仕する非営利的表現の自由に比べて、前者に奉仕する営利的表現の自由の保障の程度は弱いものでもよい、という考えも成立しうる。

問題 9

【正解】 1

【解説】 基礎的。ポポロ事件（最大判昭和 38・5・22 刑集 17 卷 4 号 370 頁）の理解を問う問題。判例は、集会が真に学問的な研究と発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動にあたる行為をする場合には、大学の学問の自由と自治は享有しないとしている。

問題 10

【正解】 1

【解説】 やや発展的。海外渡航の自由の憲法上の根拠について問う問題。判例は、海外渡航の自由は 22 条 2 項の外国に移住する自由に含まれると解している（最大判昭和 33・9・10 民集 12 卷 13 号 1969 頁）。

問題 11

【正解】 2

【解説】 既修者試験 2014 年度第 5 問。やや発展的。条例による財産権制限について問う問題。奈良県ため池条例事件（最大判昭和 38・6・26 刑集 17 卷 5 号 521 頁）は、財産権の内容の形成と財産権の行使の制限との区別を前提にしていない。こうした区別に言及したのは、入江裁判官の補足意見であった。

問題 12

【正解】 1

【解説】 基礎的。適正手続に関する判例の理解を問う問題。問題の文章は、川崎民商事件判決（最大判昭和 47・11・22 刑集 26 卷 9 号 554 頁）の判旨を要約したものであり、正しい。

問題 13

【正解】 2

【解説】 基礎的。生存権に関する立法裁量のあり方を問う問題。前段は堀木訴訟の最高裁判例（最大判昭和 57・7・7 民集 36 卷 7 号 1235 頁）であるが、後段は同訴訟の控訴審判決（大阪高判昭和 50・11・10 行集 26 卷 10・11 号 1268 頁）の 1 項 2 項分離論であり、誤り。

問題 14

【正解】 1

【解説】 基礎的。国の有する教育権の範囲ないし限界について問う問題。判例は、問題文のように述べたうえで、「教育内容に対する国の正当な理由に基づく合理的な決定権能」は否定されないとした（最大判昭和 51・5・21 刑集 30 卷 5 号 615 頁）。

問題 15

【正解】 2

【解説】 共通到達度確認試験試行試験第 1 回第 10 問。やや発展的。公務員の労働基本権の制限に関する判例の理解を問う問題。全農林警職法事件判決（最大判昭和 48・4・25 刑集 27 卷 4 号 547 頁）は、問題文のような限定解釈を施さなくても、公務員の争議行為の制約は 28 条に反しないとしている。

問題 16

【正解】 1

【解説】 基礎的。労働基本権に関する判例の理解を問う問題。問題の文章は、三井美唄炭鉱労組事件判決（最大判昭和 43・12・4 刑集 22 卷 13 号 1425 頁）の判旨を要約したものであり、正しい。

問題 17

【正解】 1

【解説】 基礎的。国家賠償請求権について判例の理解、および立法裁量の概念を問う問題。立法裁量が認められるとしても、裁量権の逸脱濫用にあれば違憲となる（最大判平成 14・9・11 民集 56 卷 7 号 1439 頁参照）。

問題 18

【正解】 2

【解説】 基礎的。内閣総理大臣に関する条文の正確な知識を問う問題。67 条 1 項は、内閣総理大臣が国会議員の中から指名されることとされているから、参議院議員であってもよい。

問題 19

【正解】 1

【解説】 既修者試験 2014 年度第 14 問。基礎的。国会の承認の必要な条約の意義を問う問題。1974 年 2 月 20 日の大平正芳外務大臣の衆議院外務委員会での答弁（いわゆる「大平三原則」）である。なお，日中平和友好条約の締結は 1978 年である。

問題 20

【正解】 2

【解説】 既修者試験 2011 年度第 12 問。やや発展的。条約の承認・修正の意味を問う問題。条約を国会が修正した場合，相手国の合意なしに条約は成立しない。

問題 21

【正解】 2

【解説】 既修者試験 2014 年度第 17 問。基礎的。「特別裁判所」（76 条 2 項）の意義を問う問題。「特別裁判所」とは，特別の人間または事件について裁判するために，通常裁判所の系列から独立して設けられる裁判機関をいうとされている。

問題 22

【正解】 1

【解説】 基礎的。統治行為論に関する問題。砂川事件判決（最大判昭和 34・12・16 刑集 13 卷 13 号 3225 頁）は「一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは，裁判所の司法審査権の範囲外」とした。

問題 23

【正解】 2

【解説】 共通到達度確認試験試行試験第 1 回第 20 問。やや発展的。憲法訴訟のうち立法行為に対する国家賠償請求訴訟に関する判例法理の理解を問う問題。在外国民選挙権事件判決（最大判平成 17・9・14 民集 59 卷 7 号 2087 頁）は，立法不作為の違憲性が明白であるにもかかわらず，国会が正当な理由なく長期にわたって立法を怠る場合に，国家賠償責任が生じるとし，再婚禁止期間事件判決（最大判平成 27・12・16 裁時 1642 号 1 頁）も，法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず，国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合等には，国家賠償責任が生じるとしている。

問題 24

【正解】 2

【解説】 やや発展的。「地方公共団体」（93 条 2 項）の意義を問う問題。判例は，93 条 2 項にいう地方公共団体とイいうるためには「単に法律で地方公共団体として取り扱われているというだけでは足り」ないとし，一定の実体を備えた地域団体であることを求めている（最大判昭和 38・3・27 刑集 17 卷 2 号 121 頁）。

問題 25

【正解】 2

【解説】 発展的。明治憲法以前の法令の効力に関する問題。明治6年太政官布告65号の有効性が争われた事件（最大判昭和36・7・19刑集15巻7号1106頁）において、同布告は「新憲法下においても、法律と同一の効力を有するものとして存続している」とされており、現在でも有効である。

問題 26

【正解】 4

【解説】 発展的。国民主権の一般的理解について、国民主権の2つの側面、「国民」の概念、要請される政治制度について、穴埋め形式で理解を問う問題。アには有権者団、イには直接民主制、ウには憲法改正国民投票制、エには未成年者を含む国民総体（または全国民）、オには代表制（または代表民主制）が入る。

問題 27

【正解】 4

【解説】 やや発展的。私人間効力に関する判例の理解を問う問題。1は修徳高校パーマ退学事件（最判平成8・7・18集民179号629頁，判時1599号53頁），2は昭和女子大事件（最判昭和49・7・19民集28巻5号790頁），3は三菱樹脂事件（最大判昭和48・12・12民集27巻11号1536頁），4は南九州税理士会訴訟（最判平成8・3・19民集50巻3号615頁），5は沖縄入会権訴訟（最判平18・3・17民集60巻3号773頁）を参照のこと。4の判決は，特別会費を徴収し政治献金を行うことは強制加入団体である税理士会の目的外の行為であるとする。

問題 28

【正解】 3

【解説】 基礎的。包括的基本権に関する判例の理解を問う問題。住基ネット訴訟判決（最判平成20・3・6民集62巻3号665頁）は，住基ネットによって管理，利用等される4情報（氏名，生年月日，性別及び住所）について「個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない」とし，また「システム上，住基カード内に記録された住民票コード等の本人確認情報が行政サービスを提供した行政機関のコンピュータに残る仕組みになっているというような事情はうかがわれない」ことなどを根拠に「住基ネットにより，個々の住民の多くのプライバシー情報が住民票コードを付されてデータマッチングされ，本人の予期しないときに予期しない範囲で行政機関に保有され，利用される具体的な危険が生じている」ということはできないとしている。したがって，イとエが誤り。

問題 29

【正解】 3

【解説】 発展的。具体的事例への当てはめを通じ，形式的平等の概念の理解を問う問題。1，2，4，5はいずれも障害，性別の相違を考慮した措置である。3は，信仰，思想・信条による不利益扱いがなされないようとられた措置であり，形式的平等になじむ。

問題 30

【正解】 5

【解説】 既修者試験 2012 年度第 22 問。やや発展的。集会の自由に関する諸論点について問う問題。Aの発言は成田新法事件（最大判平成 4・7・1 民集 46 巻 5 号 437 頁），Bは広島市暴走族追放条例事件（最判平成 19・9・18 刑集 61 巻 6 号 601 頁），CおよびDは泉佐野市民会館事件（最判平成 7・3・7 民集 49 巻 3 号 687 頁），Eは呉市教研集会事件（最判平成 18・2・7 民集 60 巻 2 号 401 頁）をそれぞれ参照のこと。

問題 31

【正解】 2

【解説】 基礎的。取材・報道の自由に対する重要判例の理解を問う問題。1は博多駅事件（最大決昭和 44・11・26 刑集 23 巻 11 号 1490 頁），2は外務省秘密漏えい事件（最一小決昭和 53・5・31 刑集 32 巻 3 号 457 頁），3はNHK取材源秘匿事件（最三小決平成 18・10・3 民集 60 巻 8 号 2647 頁），4は日本テレビ事件（最二小決平成元・1・30 刑集 43 巻 1 号 19 頁），5はサンケイ新聞事件（最二小判昭和 62・4・24 民集 41 巻 3 号 490 頁）を参照のこと。

問題 32

【正解】 4

【解説】 基礎的。表現の自由の事前抑制の原則的禁止について判示した北方ジャーナル事件最高裁判所判決の理解を問う問題。4は、正しくは、「公共の利害に関する事項について、表現行為に対する事前差止めが許されるのは、その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものではないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるとき」（傍点引用者）に限られる、である。

問題 33

【正解】 2

【解説】 既修者試験 2015 年度第 23 問。発展的。職業の自由ないし営利的言論の自由に関する判例の正確な理解を問う問題。1は、判例が適応症の広告を禁止対象とすることを許容している点で（最大判昭和 36・2・15 刑集 15 巻 2 号 347 頁），3は、許可制は、職業の自由に対する強力な制限とはいえないとしている点で（最大判昭和 50・4・30 民集 29 巻 4 号 572 頁），4は、判例が必ずしも判断過程審査を示唆していない点で（最判平成 4・12・15 民集 46 巻 9 号 2829 頁），5は、判例が主観的条件による規制であることに直接触れていない点で（最判平成 12・2・8 刑集 54 巻 2 号 1 頁），正しい記述とはいえない。2が正しい（最大判昭和 38・12・4 刑集 17 巻 12 号 2434 頁）。

問題 34

【正解】 5

【解説】 基礎的。財産権に関する基礎知識を問う問題。判例は、正当な補償は「その当時の経済状態において成立すると考えられる価格に基づき合理的に算出された相当な額をいう」と述べている（最大判昭和 28・12・23 民集 7 卷 13 号 1523 頁）。

問題 35

【正解】 4

【解説】 やや発展的。選挙制度と投票価値の平等に関する判例法理について問う問題。衆議院小選挙区制部分に関する最大判平成 23・3・23 民集 65 卷 2 号 755 頁，最大判平成 25・11・20 民集 67 卷 8 号 1503 頁，最大判平成 27・11・25 裁時 1640 号 1 頁，参議院都道府県選挙区制に関する最大判平成 21・9・30 民集 63 卷 7 号 1520 頁，最大判平成 24・10・17 民集 66 卷 10 号 3357 頁，最大判平成 26・11・26 民集 68 卷 9 号 1363 頁は、一票の較差の是正のために選挙区割だけでなく選挙制度の仕組み等の是正を求めている。

問題 36

【正解】 2

【解説】 既修者試験 2015 年度第 24 問改題。やや発展的。政党をめぐる法制度や判例の理解を問う問題（1 は最大判昭和 45・6・24 民集 24 卷 6 号 625 頁，3 は最判昭和 63・12・20 集民 155 号 405 頁判時 1307 号 113 頁，4 は最大判平成 11・11・10 民集 53 卷 8 号 1704 頁，5 は最大判平成 16・1・14 民集 58 卷 1 号 1 頁）。日本新党事件 1 審判決（東京高判平成 6・11・29 訟月 42 卷 7 号 1761 頁，判時 1513 号 60 頁）は 2 のように判示したが，最高裁（最判平成 7・5・25 民集 49 卷 5 号 1279 頁）は除名の無効を論じるまでもなく当選人決定を無効とする余地はないと判示した。

問題 37

【正解】 4

【解説】 2012 年度司法試験短答式試験第 15 問改題。基礎的。衆議院の優越に関して憲法の条文の知識を問う問題。アは正しい。イは，法律案については両院協議会の開催は必須ではなく（59 条 3 項），誤り。ウは，条約承認については衆議院の優越が強化されているものの，衆議院先議とはされておらず（61 条では 60 条 1 項を準用していない），誤り。

問題 38

【正解】 4

【解説】 共通到達度確認試験試行試験第 1 回第 28 問。やや発展的。議院内閣制と内閣に関する理解を問う問題。議院内閣制の本質に関する責任本質説は，内閣の議会に対する責任を重視するものである。衆議院の解散権は内閣に属する。法律の委任により省令や規則が罰則を設けることもできる。内閣から独立した行政機関についても，人事・予算について国会の統制が及ぶ必要がある。

問題 39

【正解】 2

【解説】 やや発展的。裁判所と司法権に関する判例の理解を問う問題。2 は、最大判昭和 27・2・20 民集 6 卷 2 号 122 頁の要約であり、正しい。それに対し、1 は最大判平成 23・11・16 刑集 65 卷 8 号 1285 頁、3 は最大判昭和 35・10・19 民集 14 卷 12 号 2633 頁、4 は最判昭和 52・3・15 民集 31 卷 2 号 234 頁、5 は最判昭和 56・4・7 民集 35 卷 3 号 443 頁に照らして、それぞれ誤りである。

問題 40

【正解】 3

【解説】 発展的。公金支出の禁止，租税法律主義，予算の法的性格，予備費，決算といった財政に関する基本原則について問う問題。1，2 は正しい。3 については，予算を特別の法形式であると解すれば，予算と法律の不一致が生じうることは明らかであろう。4 については 87 条，5 については 90 条 1 項参照。